

明治期神田学生街の形成と私立法律学校

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史資料センター 公開日: 2016-12-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松原, 太郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18312

明治期神田学生街の形成と私立法律学校

松原太郎

はじめに

現在でも学生街として著名な東京都千代田区の神田地域は、明治期から学生の多い地域であった。この学生の多さの要因のひとつとして、私立法律学校の密集が挙げられる。専修大学、中央大学、法政大学、明治大学、日本大学など、後に総合大学となるこれらの学校は、私立法律学校として神田の街とともに歩んできた。つまり、これら私立法律学校は、神田学生街と不可分の関係にあるといえよう。今回は、神田に所在した私立法律学校を通して、明治期の神田学生街について考えていきたい。

本稿を進める前に、神田学生街に関する先行研究でとくに重要なものを二つ挙げておきたい。ひとつは谷本芳郎「神田学生街の発生と変遷について」^①である。この論考では、明治初期から昭和初年までの神田学生街の変遷について様々な資料を用いて詳述されているが、とくに重要なのは神田学生街を神田区西側地域と定義した点である。本稿で使用する「神田学生街」も、この定義を用いることとする。

いまひとつは、土方苑子編『各種学校の歴史的研究―明治東京・私立学校の原風景―』^②に収録されている小林正泰「各種学校の立地と地域性」である。ここでは、各種学校の所在地と教育内容を検討しているが、第二節「神田区の地域構造と学校分析」では、一八八五（明治十八）年から一九〇四年までに神田区で設立された各種学校の所在地に

ついで、一五〇校のうち、その大部分の一三五校が神田区西側地域、すなわち江戸期の武家地に設立されたと分析する。さらに、神田区内の学校分布の傾向として、「江戸時代における幕領地／武家地／町人地という土地利用の三層構造が、官立学校／専門学校・各種学校・公立小学校／私立小学校にはほぼ対応するという、学校設置の重層的な構造が見えてくる」と江戸時代の土地所有と明治期の学校設立との関連性を指摘している。

これら先行研究を踏まえ、明治期の神田学生街と私立法律学校について検討していく。なお、本稿は、二〇一三（平成二十五）年一月二十四日から二月二十八日にかけて明治大学博物館特別展示室で開催された企画展『近代日本の幕開けと私立法律学校——神田学生街と法典論争——』で展示した内容をもとに加筆修正して文章化したものである。

一 学生街形成について

①神田地域の特性と官立学校の設立

それでは、はじめに神田地域の特性について概観していきたい。

神田は江戸期には武家地と町人地が並立していた地域だった。これは、隣接する東側に町人地である日本橋、西側に武家地の麴町があることと関係している^⑤。したがって神田地域の東側と西側では、町としての特性も異なっていた。神田地区の東側は商人・職人層を中心としたいわば下町の要素の強い地域であり、西側は武家屋敷が立ち並ぶ地域である。

なお、この地域には一八七八（明治十二）年に神田区が設置され、一九四七（昭和二十二）年には、神田区と隣接する麴町区とが合併して千代田区が成立して今日に至っている。

明治期に入ると、神田地域には、まず官立の学校が設立されていく。表1は神田地域に設立、あるいは移転してきた

表1 神田に設置された官立学校

校名	設置又は神田移転時期	住所	現在
昌平学校	1868（明治1）年	神田宮本町 （後の湯島1丁目）	
開成学校	1869（明治2）年	一ツ橋通町1番地 神田錦町	東京大学
師範学校	1872（明治5）年	神田宮本町 （後の湯島1丁目）	筑波大学
東京外国語学校	1873（明治6）年	一ツ橋通町1番地	東京外語大学
東京女子師範学校	1874（明治7）年	神田宮本町 （後の湯島1丁目）	お茶の水女子大学
学習院	1877（明治10）年	神田錦町	学習院大学
東京商業学校	1885（明治18）年〔移転〕	一ツ橋通町1番地	一橋大学

た官立学校を示した表である。幕府の洋学教育研究機関であった開成所を明治政府が接収し、一八六九（明治二）年に開成学校が設置された。また、神田北部の湯島にあった昌平坂学問所は、維新後に昌平学校として出発し、一八六九年には大学校（本校）、後に大学（本校）となったが、学者間の抗争が続き閉鎖された。^⑥一八七一年、この湯島の地に文部省が設置され、教育機関と分離した中央教育行政機関が誕生した。

その後、明治十年頃までに神田地域に官立学校が相次いで設置されていくが、これら官立学校の立地は、神田学生街北部（現在の湯島聖堂付近）と南部（一ツ橋、神田錦町付近）に集中している。この二つはともに幕府直轄地であった場所で、明治期に入って明治政府の官有地となり、まずこの地域に官立学校が設置された。したがって、神田学生街は、南北の官立学校に挟まれた神田西側地域に展開されていくこととなり、この後紹介する私立法律学校も、この神田西側地域に設置されていくのである。

②私立法律学校の設立

次に神田に設立された私立法律学校についてみていこう。一八八〇（明治十三）年、代言人規則が改正され、刑法、治罪法（現在の刑事訴訟法）も制定された。この改正により代言人の社会的要請が一段と高ま

表2 神田に設置された私立法律学校

校名	設置又は 神田移転時期	住所	現在	備考
東京法学社	1880 (明治13) 年	神田駿河台 北甲賀町	法政大学	1881年東京法学校創立、 1881年神田区錦町に移転、 1884年神田区小川町に移 転、1889年和仏法律学校と 改称、1890年麹町区富士見 町に移転
専修学校	1882 (明治15) 年 〔移転〕	神田中 猿楽町	専修大学	1880年創立 (京橋区銀座)、 1885年神田区今川小路に校 舎を建設
獨逸学協会 学校	1884 (明治17) 年 〔移転〕	神田西 小川町	獨協大学	1881年獨逸学協会設立、 1883年創立、1902年目白に 移転
英吉利法律 学校	1885 (明治18) 年	神田錦町	中央大学	1889年東京法学院と改称、 1926年駿河台に移転、1978 年八王子市に移転
東京仏学校	1886 (明治19) 年	神田小川町	法政大学	1889年神田区柳原河岸に移 転、1889年和仏法律学校と 改称、1890年麹町区富士見 町に移転
明治法律 学校	1886 (明治19) 年 〔移転〕	神田駿河台 南甲賀町	明治大学	1881年創立 (麹町区有楽町)
日本法律 学校	1896 (明治29) 年 〔移転〕	神田三崎町	日本大学	1889年創立 (麹町区飯田 町)、1895年神田区一ツ橋 通に移転 (仮校舎)

り、体系的な法学教育を行う私立
法律学校が増加していく。

表2は神田地域にできた私立法
律学校を設置、移転された順にな
らべた表である。神田地域の法律
学校は、一八七四 (明治七) 年に
元田直が創立した法律学舎を嚆矢
とするがこれは永続しなかった。

その後、一八八〇年に東京法学
社 (現法政大学) が神田区駿河台
北甲賀町に創立された。同年十二
月には神田錦町二丁目に移転し、
翌一八八一年五月に東京法学社講
法局が独立して東京法学校と改称
した。一八八四年三月に神田区小
川町の旧観工場であった煉瓦造り
の建物に移転するが、その真向か
いには、一八八六年に東京仏学校
が開校する。東京法学校と東京仏

学校はともに仏法系の法律学校であり、同じく仏法系の明治法律学校も含めて一八八八年に合併問題が浮上するが、結局、明治は参加せず、一八八九年五月、東京法学校と東京仏学校が合併し和仏法律学校が誕生した。^⑨翌一八九〇年、和仏法律学校は神田区と隣接する麹町区富士見町に移転した。

専修学校（現専修大学）は、一八八〇年九月、京橋区南鍋町の仮校舎で開校式を挙げ、十月には京橋区木挽町二丁目の本校舎に移転した。その後、生徒数の増加に伴い校舎が狭隘となったため、一八八二年十一月、神田区中猿楽町の順天求合社の校舎を借り受けて移転した。しかし、そこも狭隘となったため、神田区今川小路二丁目に校地を取得し、一八八五年七月に移転した。^⑩

獨逸学協会学校（現獨協学園）は、一八八三年十月にドイツ学を教授する目的で麹町区五番町に創立された。一八八四年に神田区西小川町一丁目に移転し、翌一八八五年七月から普通科のほか新たに法律学・政治学を教授する専修科が設置された。^⑪

英吉利法律学校（現中央大学）は、一八八五年七月、神田区錦町二丁目に創立された。この土地は三菱が所有していた土地で、三菱商業学校、明治義塾を創設するが廃止されることとなったため、校長の増島六一郎が取得した。明治義塾の敷地の北側には英吉利法律学校が設置され、南側には同じく増島が校長をつとめた東京英語学校が設置された。^⑫

明治法律学校（現明治大学）は、一八八一年一月、麹町区有楽町三丁目の旧島原藩邸を借り受けて開校した。^⑬当初四四名の生徒数で出発したが、一八八三年八月の時点で生徒数が五八〇名と規模が大きくなったため、新校舎建設計画が浮上した。京橋区、麹町区、神田区の三区で候補地を探した結果、一八八六年十二月に神田区駿河台南甲賀町に新校舎を落成した。^⑭

日本法律学校（現日本大学）は、一八八九年十月に麹町区飯田町の皇典講究所の校舎を借り受けて創立した。

一八九五年には神田区一ツ橋通の大日本教育会に仮移転し、翌一八九六年五月、神田区三崎町三丁目の三菱の地所を借り受けて、独立校舎を取得した。¹⁵⁾

③神田に法律学校が集中した意味

では、なぜ神田地域に法律学校が多く設置されたのであろうか。これには、いくつかの要因が考えられるので紹介していこう。

一八七二（明治五）年五月、文部省が南校（大学南校、後の東京大学）に対して、将来、専門大学校を建設する適地について意見を求めた。調査の結果、神田一ツ橋、湯島、上野、神田駿河台の候補地が上がり、このうち最適地は駿河台という意見になった。当時の南校及び文部省関係者であるフルベッキ、九鬼隆一、濱尾新らの建議によると、駿河台は「高燥」、「大氣の交通を自由にする場所」、「水がよい」ので学校の立地に適している¹⁶⁾。結果的には、駿河台が民有地であるため、専門大学校の建設地とはならなかったが、神田学生街の一角である駿河台が学校の立地に適した場所であるというのは、明治初年から考えられていたことがわかる。そして、後にこの付近には多くの私立学校が設置されていく。

今挙げた例は、駿河台が学校の立地に適しているという例で、私立法律学校が集中している理由にはならない。私立法律学校が集中したことは、神田地域が教員確保に適した場所であったということが考えられる。¹⁷⁾

神田に設立された私立法律学校の多くは、午後三時から四時以降に授業が開始されていた。そして、講師陣は官庁や官立学校の勤務者が多くを占めていた。私立法律学校が隆盛する明治二十年代で考えてみると、帝国大学（現東京大学）は神田区の北側の本郷区に所在し、一方で司法省などの官庁街は神田地域の南側に隣接している。つまり、神田区は帝国大学と官庁街の間地点に位置し、そこで勤務している者が夜間講義のために学校へ通うのに最も適した場

所であった。

ここで、一八九二（明治二十五）年当時の専修学校、明治法律学校、東京法学院、日本法律学校の講師について考えていこう。¹⁸ 四法律学校の講師は合計で一八四名となるが、このうち約七割の一二五名が官職従事者である。職業が判明しなかった講師が三五名もいるため、実際にはさらに官職に従事していた講師の割合は高いと考えられる。つまり、講師の大半は、日中は省庁や官立学校で勤務し、夜には神田の法律学校で講義していたのである。官職以外では代言人を主たる職業とする講師が一八名確認できたが、そのうち一五名は東京法学院で講義しているという傾向がある。

また、居住地でみると、講師一八四名の中で神田区在住者は一名とそれほど多くはなく、近隣の麹町区・本郷区在住者は五一名であった。これらのことを踏まえると、神田の私立法律学校の講師陣は、官職を兼務している割合が高く、神田近隣在住者が多かったといえる。講師の確保に困難であった当時、講師の多くが勤務する省庁や帝国大学に程近い神田の地は、講師の通い易さという点で考えるならば、法律学校を設立するのに最も適した場所であったといえよう。

さらに、神田に法律学校が集中した点を検討するために、前述した神田の私立法律学校の設置状況について今一度振り返ってみたい。創立当初から神田に校舎を構えたのは、東京法学社、東京仏学校、英吉利法律学校の三校で、その他の法律学校は神田区以外から移転してきた。とくに、専修学校と明治法律学校は、校舎の狭隘が理由で神田区に移転してきたことが注目される。

明治法律学校の場合には、阿部伯爵所有の本郷西片町の竹林の無償貸与の申し出があったが、都内中央に位置していないため、学校の将来の発展を考慮してこれを辞謝し、神田区駿河台を選んだという。¹⁹ 明治法律学校が移転構想を企図した明治十年代後半は、東京大学の法文理工学部が神田から本郷へ移転した直後の時期であり、後に学生街が形

成される本郷区でさえも、明治の関係者が学校経営に不安を感じていたことがうかがえる。

神田西側地域は、前述のとおり旧武家地であるために比較的区画が広い土地を確保し易かった。私立法律学校の中でも早い時期に創立された専修学校や明治法律学校が、規模の拡張に伴い神田の地へ移転してきた要因は、都内中央に位置し、なおかつ比較的広い土地を確保し易かったことが考えられる。

以上のことをまとめると、神田に法律学校が多い理由として、①駿河台は高燥で水も良く学校設置に適した土地であること、②講師の通勤の便が良いこと、③都内中央に位置し、かつ旧武家地の神田西側地域は比較的広い敷地の土地を取得しやすかったことなどが挙げられよう。

これにさらに付け加えるならば、④兼任講師の利便性、⑤学生の通い易さという点も挙げられる。一八九二（明治二十五）年当時、四法律学校の講師一八四名のうち三四名が二校以上で講師を勤めており、このうち六名が三校で講師を兼任している。²¹和仏法律学校を含めるならばさらに兼任講師の数は増えるはずであり、裏を返せば私立法律学校が密集しているからこそ、講師も複数の法律学校で教えることが可能となったといえる。

学生の通い易さという点については、神田区は都内中央に位置していることもあるが、明治期に限るならば、学生の居住地域でもあった。この点については、別項で検討していきたい。

二 明治期神田学生街の様子

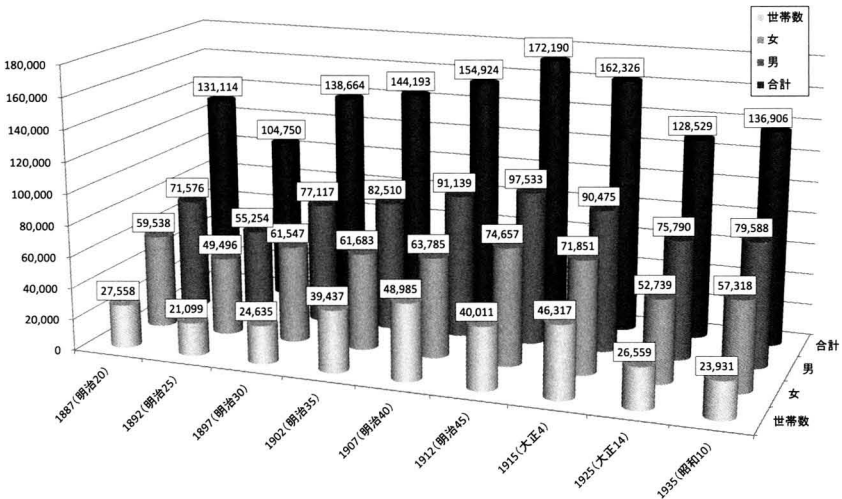
①統計でみる明治期の神田

次に明治期の神田区について、統計資料などから考えていきたい。神田区の人口推移について明治二十年代から約五年間隔で示したものが表3である。神田区の人口は、この表によると一九一二（明治四十五）年が最も多く、その

後は減少傾向を示している。一八九二（明治二十五）年と一九二五（大正十四）年に人口が減少しているのは、神田大火（明治二十五年）と関東大震災（大正十二年）による影響と考えられる。ちなみに二〇一〇（平成二十二）年の住民基本台帳による千代田区の人口は四万七八二四人（二万六四四二世帯²²⁾であるので、明治期の神田区は現在と比べて居住者が多かったことがわかる。

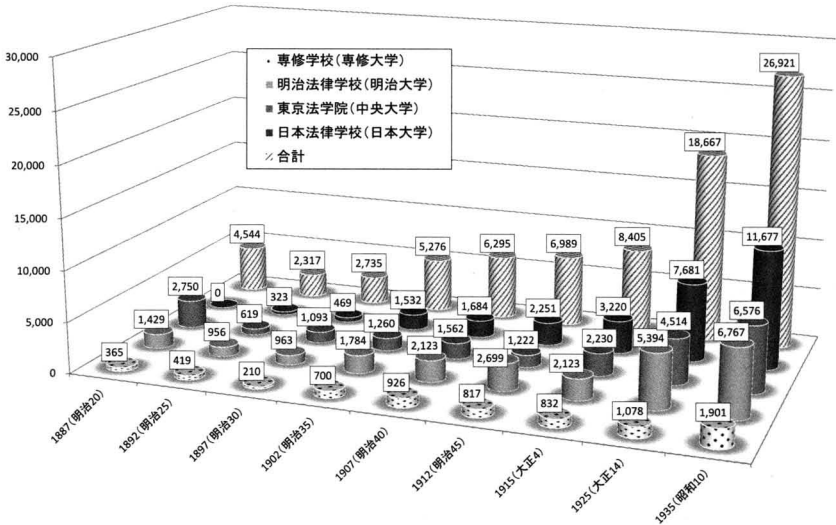
表4は四法律学校（大学）の学生数の推移を示した表である。学生数については、統計により数字にばらつきがあるので、今回は東京府統計書に掲載されている学生数で比較した。専修、明治、中央、日本の四校全体で見ると、明治期は微増傾向を示し、一九二五年頃より急激に増加していることがわかる。これは、一九一八（大正七）年に公布された大学令の影響が大きい。帝国大学だけではなく、私立、公立でも大学が認められたことにより、明治大学、中央大学、日本大学は一九二〇年八月、専修大学は一九二二年五月に大学への昇格を果たした。これらの学校が大学へと組織を整備するに伴い、その規模もかなりのスピードで拡大していったことが現れている。

表3 神田区人口の推計



「東京府統計書」より

表4 四法律学校(大学)の学生数の推移



〔東京府統計書〕より

また、表4では、一八九二(明治二十五)年の学生数の減少と一八九七(明治三十)年の学生数の伸び悩みも特徴的である。一八九二年は、前述のとおり神田大火という大災害が起きた年ではあるが、それだけでは、一八九七年の学生数の伸び悩みを説明することはできない。一八九二年は法典論争が佳境を迎え、六月には衆議院で法典施行延期法案が可決し延期派が勝利した時期でもある。一般的には仏法派の学校、すなわち明治法律学校、和仏法律学校が法典論争の敗北によって被害を蒙ったとされている。しかし、『明治大学百年史』では、「少なくとも生徒数から判断すれば、従来の通説に反して、明治法律学校は、延期派(引用者注: 断行派の誤記カ)敗北の影響をあまり受けなかったということになるのである」と記述しており、東京法学院も一八九二年と一八九七年を比較すると学生数は伸びているが、一八八七年当時の学生数には劣っている。

したがって、法典論争が一段落した一八九二(明治二十五)年から一八九七年という時期は、法学を学ぶ学生数自体が減少し、私立法律学校の運営が厳しい時代であったことを示している。実際に専修学校は、一八九三年

度から法律科の募集を停止し、獨逸協会学校の専修科も、「旧制帝大・旧制高校の制度が日本近代化の完了育成機関として完備してきたため、役割を終わった」として、一八九五年に廃止されている。この時期の私立法律学校の学生数減少について、瀬戸口龍一氏は、帝国大学法科大学の拡充により特別認可学生が司法官となりにくくなり、さらには政府の文官任用枠が狭まったため、入学する魅力が薄まったことを指摘している。

明治二十年代後半の学生数減少は、学校存続のための危機意識を私立法律学校に植え付けたといえる。それまで官僚機構や法曹界に人材を送り出すことに重点を置いていた私立法律学校は、実業社会への人材の輩出も視野に入れ、法律以外の商学・経済学など他分野にも力を入れていった。一九〇三（明治三十六）年の専門学校令公布により、神田の私立法律学校は組織基盤を整備して「大学」名称への改称を図ることになるが、明治二十年代後半の法律学校低迷期における学校運営の見直しは、結果的に大学組織への移行を円滑に進める素地をつくったともいえよう。

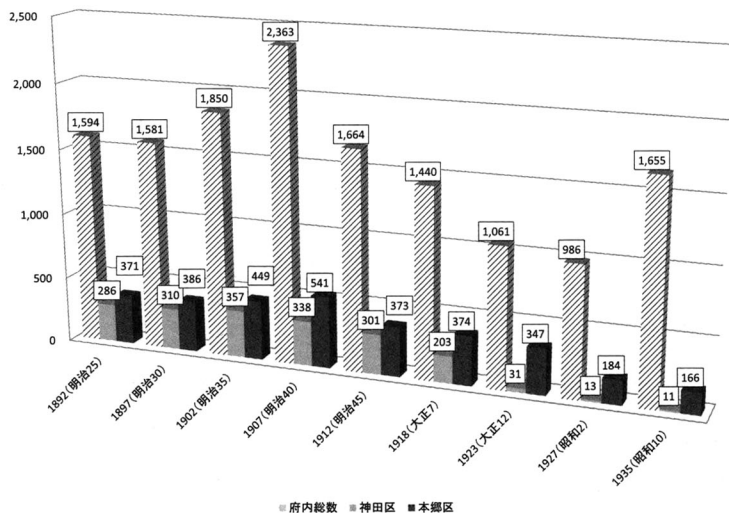
② 神田区内の下宿屋について

神田は明治期から学生街の様相を呈していたが、学校が所在するというだけではなく、学生が住むという意味の「学生街」でもあった。次に神田地域の学生生活という視点で、下宿屋について考えていきたい。表5・表6は東京府内の下宿屋数・下宿者数について、府内総数と神田区・本郷区を比較した表である。明治期の東京府内で下宿屋が多かった地域は本郷区と神田区であり、最盛期にはこの二区を合わせると府内全体の四割強を占めていた。

神田区、本郷区は、明治期を通じて学生の居住地域として有名であった。この両区に下宿屋が多いことは、学生が利用していた割合が高いためと考えられるが、詳細は不明である。そこで、まず、下宿屋、下宿者数の推移を検討し、その上で、下宿屋での学生の割合や生活実態などについて考えていきたい。

まず、下宿屋数（表5）についてみていくと、東京府全体では一九〇七（明治四十）年が最も多く、そこから減少

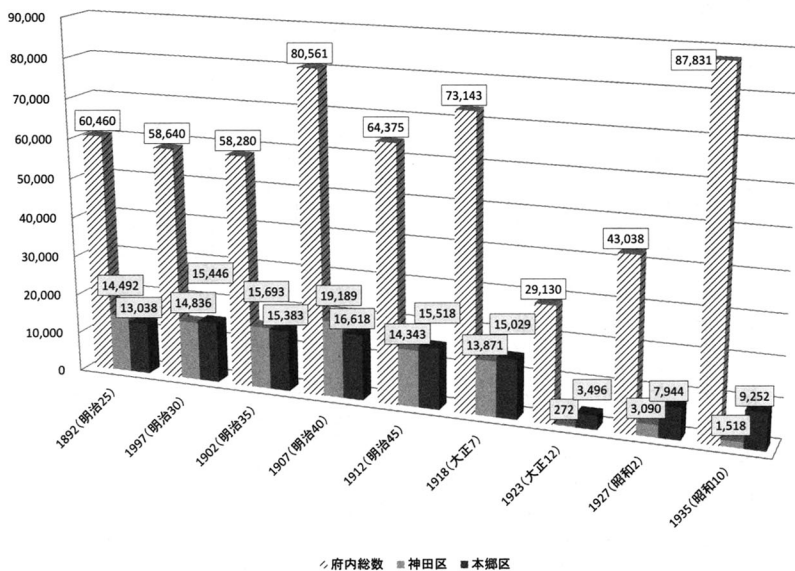
表5 東京府内の下宿屋数



「警視庁統計書」より

※下宿屋数には旅館が下宿を兼業している数は含まない

表6 東京府内の下宿者数



「警視庁統計書」より

傾向を示している。また、神田区については、一九〇二年から激減し、一九二三年に激減している。一九二三年は前述のとおり関東大震災の影響も考えられるが、昭和初年になると神田区内にはほとんど下宿屋が無くなり、最盛期には東京府内全体の二割程度あった下宿屋がわずか〇・七％にまで減少する。

また、下宿者数（表6）についてみると、東京府全体では一九〇七年が明治期で最も多く、一九二三年には、東京全体神田区、本郷区ともに激減していることがわかる。しかし、下宿者数では、関東大震災以降東京府全体、本郷区では増加傾向にあるのに対して、神田区はそれほど増加していないことがわかる。

神田区の下宿屋、下宿者数の減少については、いくつかの要因が考えられる。下宿屋数の減少については、下宿屋の大規模化という側面もあるが、神田界限では下宿屋に代わって貸家が増えているという記述が次の明治期の刊行物で確認できる。

▲貸間と自炊 今より十余年前即ち神田の大火以前は神田区内に貸間をする素人家は至て少く貸間を捜すは容易なる事にはあらずして漸く搜し当る位なりしが大火以後は家主に於ても明間の需要者多きを感じ、普請をなすにも貸間の出来る様に家作りしたれば其後は公然と貸間の札を張りて貸与する様になりたり、故に今日にては貧書生のみならず、普通学生にても少しく心あるものは腐敗したる下宿屋住ひを嫌ひ、貸間を借り一人又は二、三人にて共同自炊するもの多くなりたり、斯く今日は明間住ひも容易に出来得ることなれば貧書生に取りては好都合の事といふべし

（緒方流水『学生自活法』²⁸）

また、関東大震災（一九二三年）で大きな被害を蒙った神田区の下宿屋は、その後は急激に数を減らすこととなる

が、それは下宿者数でも同様である。東京府内全体では、下宿者数は昭和期に入り大幅に増加するが、神田区は激減以後、それほど増加していない。つまり、神田区の下宿者は関東大震災以降、ほとんど姿を消したことになる。下宿屋で生活する者がすべて学生とは限らないが、明治期に東京で一、二を争う下宿屋が多い街として、また学生が多く住む街として有名であった神田は、この時期に大きく変化したといえよう。

関東大震災以後、それまで神田に住んでいた学生はどこに行ったのか。これについては別に検討する必要があるが、ひとつには明治三十年代以降整備された鉄道網により、すでに郊外からの通学が可能となっていた状況が挙げられる。都内中央に位置した神田での下宿生活は、建物の老朽化など住環境が悪くてもその利便性のために利用する学生も多かったはずである。しかし、関東大震災により神田の下宿屋の多くが店を閉じたため、神田で下宿していた学生たちも電車で通学できる周辺地域への移転を余儀なくされたのであろう。

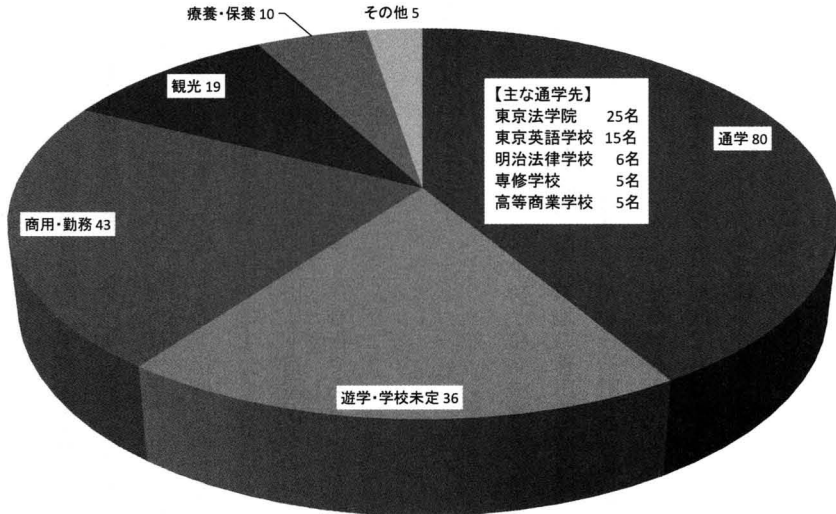
以上のように、神田地域は、現在でも続く「学生街」がすでに明治期から形成されていたが、明治期に限るならば、神田区は通学する場所という意味の「学生街」だけではなく、学生が居住する空間としての「学生街」でもあった。

③「下宿届簿」に見る神田の下宿生活

それでは、明治期の神田区で、学生たちほどのような下宿生活を送っていたのであろうか。下宿の様子や実態を垣間見る資料は少ないが、中央大学大学史資料課が所蔵している「下宿届簿」という資料をもとに考えていきたい。

この「下宿届簿」は、神田区神田錦町三丁目にあった下宿屋の簿冊で、一八八九（明治二十二）年十月十二日から一八九二年四月九日までの下宿者の記録が記されている。ちなみに一八九二年四月十日に神田大火が発生しているのだ、この大火の前日までの記録ということがわかる。この「下宿届簿」には、下宿者の氏名・住所と下宿目的、下宿開始日と終了日が記されており、この簿冊の記録を所轄の警察所である小川町警察署に届け出ていた。下宿の経営者

表7 『下宿届簿』に見る下宿目的



下宿者延べ人数193名で算出。

は安倍ぬいという人物で、所在地は神田錦町三丁目一番地であったようであるが、「下宿届簿」には、手書きで二十四番地と記した記録もある。これは二つの下宿屋を経営していたのか、あるいは地番の変更などによるものかは判断としない。また、この資料には、下宿屋の名前も記されておらず不明な点も多い。しかし、この「下宿届簿」は、当時、神田にあった下宿屋の滞在者がどのような目的で下宿していたのかがわかる貴重な資料である。それでは、この資料をもとに神田の下宿屋での生活について考えていこう。

この「下宿届簿」には、延べ一九三名の記録が記されており、再度利用した下宿者を除くと一六七名がこの下宿屋を利用している。まず、下宿者の出身地を多い順に見ていくと、島根三十八名、東京十名、新潟九名、千葉八名、三重八名となっており、島根県出身者が突出して多いことがわかる。島根県出身者の下宿目的をみても、ある特定の学校や職業についている訳では無いので、この下宿屋自体が島根県と深いつながりがあるのかもしれないが詳細は不明である。

次に下宿目的について考えていこう（表7）。延べ

一九三名の下宿者のうち、通学目的が八十名、遊学・学校未定者が三十六名、商用・勤務者が四十三名、観光が十九名となっていて、通学及び遊学・学校未定者が全体の六割を占めている。また、通学の場合にはどの学校に通学しているのかも記載されており、多い順に東京法学院（現中央大学）が二十五名、東京英語学校十五名、明治法律学校（現明治大学）六名、専修学校（現専修大学）五名、高等商業学校（現一橋大学）五名となっている。東京法学院と東京英語学校通学者が多いのは、この下宿屋と同じ神田錦町に両校が所在していたからであろう。

ひとつの下宿屋の資料だけでは十分なことはいえないが、この資料を見る限りでは、下宿屋を利用する人の六割が就学目的である。明治期の神田に下宿屋が多かったことは、この地域に学校が多かったことと密接な関係があるといえるし、さらには学生が多く住む街であることを間接的に示しているといえるだろう。

おわりにかえて

以上、ここまで、神田学生街と私立法律学校について考えてきた。神田は江戸期には武家地と町人地が混在していた地域で、明治期以降、旧武家地の神田西側地域に各種学校や私立法律学校が数多く設立された。

神田の私立法律学校は、当初から神田で創立した学校だけではなく、広い校地を求めて神田へ移転してきた学校もあった。そして、ほとんどの法律学校が神田の地で総合大学として発展したことを考えると、神田は学校の立地にふさわしい諸条件を兼ね備えた地域であったといえる。私立法律学校が密集していたからこそ、明治期における法律学校間の連携や対抗という諸活動も活発となったのかもしれない。このあたりは今後、さらに大学横断的に資料を活用して検討していくべき課題であろう。

また、学生街という面では、明治期の神田地域はそれ以降の時代と比べて居住者が多く、学生にとっては、就学、

居住、勤労の場でもあった。しかし、関東大震災以後、神田区内の下宿者・下宿屋の割合が激減し、周辺地域から神田へ通学する学生が増加していく。このことは、神田が今日まで「学生街」であり続けてはいるものの、学生の就学・居住・勤労の場から、通学する場へと大きく変容したといえる。

大学史資料を用いて特定の地域を考える場合には、一大学の大学史資料だけではなく、その地に所在する他大学の資料も活用することで、より当時の実態が把握できるはずである。神田学生街についての考察は、その地域に立地する各大学の大学史にも深く関係があるのだが、これまではどちらかといえば各大学が個別的に調査し、あるいは関連資料を収集していた。今回は専修大学、中央大学、明治大学、日本大学の大学史担当部署それぞれが所蔵する明治期の資料情報の共有化を図ったが、そのおかげで中央大学大学史資料課が所蔵する神田下宿屋の簿冊を利用することが可能となった。今後も各大学で連携して資料情報を集積し、明治期の神田学生街の実態把握を進めていきたい。

注

- (1) 『法政』第十巻第四号通算三三三号（昭和五十八年五月二十日）所収。なお著者の谷本芳郎氏は、麹町区役所、千代田区役所に勤務して神田学生街に関する書物や地図を集め、法政大学の通信教育課程で本論を卒業論文として執筆した。
- (2) 谷本氏の神田学生街の地域設定は、現在の住所で千代田区神保町、三崎町、西神田、猿樂町、神田駿河台、神田錦町、神田小川町、一ツ橋二丁目である。
- (3) 土方苑子編『各種学校の歴史的研究―明治東京・私立学校の原風景―』（東京大学出版会、平成二十年）。
- (4) 『各種学校の歴史的研究―明治東京・私立学校の原風景―』一六四頁。
- (5) 町人地、武家地の区分については、尾張屋清七版「江戸切絵図」を参照。
- (6) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一（東京大学、昭和五十九年）八二頁。
- (7) 『学制百年史』記述編（文部省、昭和四十七年）二二八頁。

- (8) 法政大学百年史編纂委員会編『法政大学百年史』(法政大学、昭和五十五年) 五八頁。
- (9) 『法政大学百年史』 一一八頁。
- (10) 『専修大学百年史』 上巻(専修大学、昭和五十六年) 一八二・二〇三・二五一頁。
- (11) 獨協学園百年史編纂委員会編『獨協学園史』 一八八―二〇〇頁(獨協学園、平成十二年) 五八頁及び六〇頁及び四六一頁。
- (12) 中央大学百年史編集委員会専門委員会編『中央大学百年史』 通史編、上巻(中央大学、平成十三年) 八九―九三頁。
- (13) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』 第三巻、通史編Ⅰ(平成四年、明治大学) 八七頁。
- (14) 『明治大学百年史』 第三巻、通史編Ⅰ、二〇四―二一一頁。
- (15) 日本大学百年史編纂委員会編『日本大学百年史』 第一巻(日本大学、平成九年) 四〇―四〇四頁。
- (16) 『東京大学百年史』 通史Ⅰ、三八六―三八八頁。
- (17) 天野郁夫『大学の誕生』(上)(中公新書、平成二十一年) 二二六頁でも、私立専門学校が神田界隈に集中していた理由のひとつとして、「非常勤講師たちが出講可能な時間距離のなかにあった」ことを指摘している。
- (18) 四法律学校の講師については、次の資料を用いて集計した。松本徳太郎編『明治宝鑑』(明治二十五年、松本徳太郎)、『改正官員録 甲五月』(博公書院、明治二十五年)、専修学校『同窓名簿』(明治二十五年五月)、「明治廿六年八月 特別認可私立明治法律学校規則 完」(「東京法学院講師姓名・住所一覧」(明治二十五年五月三十一日)、「日本法律学校講師および担当科目名一覧」(「日本法律学校規則集」、平成二年、日本大学法学部、三四八―三六四頁)。なお、各大学の大学史編纂部署がそれぞれの学校の講師を抽出した。講師として名前が挙がっている人物の中には、明治二十五年当時、地方に転動している司法官もあり、すべてが講義を受け持っていたわけではないことを補足しておく。
- (19) 『明治大学百年史』 第三巻、通史編Ⅰ、二〇七頁。
- (20) 『東京大学百年史』 通史Ⅰ、五〇八―五一四頁。なお、法・文学部は一八八四(明治十七)年八月、理学部は一八八五年九月に本郷へ移転した。
- (21) 三校で講師を兼務していた人物は、石渡敏一(東京控訴院検事、一八九二年当時、以下同)、今村信行(東京控訴院部長)、木下友三郎(下谷区裁判所判事)、長島篤太郎(司法省総務局試補)、樋山資之(内務省参事官)、穂積八束(帝国大学法科大学教授)の六名である。
- (22) 千代田区ホームページより (<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/gaiyo/yokoso/ichi.html>)。

- (23) 『明治大学百年史』第三卷、通史編Ⅰ、三〇八頁。
- (24) 『獨協学園史 一八八一—二〇〇〇』六四頁の年表記事。
- (25) 学校法人専修大学編『専修大学史資料集 第三卷 ―五大法律学校の時代―』（平成二十五年、専修大学出版局）五四九―五五〇頁。
- (26) 金港堂書籍、明治三十六年発行。引用は本書五―六頁。
- (27) 本資料の分析については、中央大学大学史資料課中川壽之氏にご教示いただいた。

付記

本稿は、平成二五年度基盤研究（C）科学研究費助成事業（採択番号二五三七〇七九九）「民法典論争期前後における私立法学系高等教育機関の連携と対抗の実態に関する研究」の成果の一部である。